

下水道法等に基づく事業場等の排除基準 その1 (処理困難物質以外) 単位(温度、pHを除きmg/L)

No	項目	公共下水道(終末処理場有)を使用する者			備考
		特定事業場(下水道法)		特定事業場以外	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
1	温度(℃)	45未満	45未満	45未満	
2	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満	600未満	
4	浮遊物質(SS)	600未満	600未満	600未満	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類	30以下	30以下	30以下
6	沃素消費量	220未満	220未満	220未満	

下水道法等に基づく事業場等の排除基準 その2 (処理困難物質) 単位(ガイオキシン類を除きmg/L)

No	項目	公共下水道(終末処理場有)を使用する者			備考
		特定事業場(下水道法)		特定事業場以外	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
7	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満	
8	ニッケル含有量	1以下	1以下	1以下	横出し基準
9	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
10	シアン化合物	1以下	1以下	1以下	
11	有機リン化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下	上乘せ基準
12	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
13	六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
14	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
15	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下	
16	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
17	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
18	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
19	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
20	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
21	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
22	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
23	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下	
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
25	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下	
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
28	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
29	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
30	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
31	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
32	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
33	ほう素及びその化合物	10以下	10以下	10以下	
34	ふっ素及びその化合物	8以下	8以下	8以下	
35	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
36	フェノール類	0.5以下	0.5以下	0.5以下	上乘せ基準
37	銅及びその化合物	3以下	3以下	3以下	
38	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
39	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下	
40	マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	1以下	1以下	上乘せ基準
41	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
42	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	

- ① 一定の要件に該当する場合、排除基準が適用されないことや、一定期間、排除基準の適用が猶予されることがあります。
- ② No. 7, 13, 33, 34, 38の項目については、業種等により、暫定基準が適用される場合があります。
- ③ は、次の特定事業場に係る直罰適用の排除基準になります。
- ・ No. 42の項目については、水質基準対象施設(ダイオキシン類対策特別措置法)を設置する特定事業場
 - ・ No. 42以外の項目については、特定施設(水質汚濁防止法)を設置する特定事業場